平成29年度 彦根市公共下水道事業審議会　議事録（H30.2.16）

１．日時　平成30年2月16日

２．場所　彦根市民会館　3階　第1会議室

３．出席者（順不同）

　　　　　　＜委員＞　7名

　　　　　　中村　傳一郎

　　　　　　間　文彦

　　　　　　丸尾　雅啓

　　　　　　横山　幸司

　　　　　　鈴木　健氏

　　　　　　米田　紀代子

　　　　　　渡邊　美幸

　　　　　　＜事務局＞　9名

　　　　　　上下水道部：山口部長、廣田次長

　　　　　　上下水道総務課：清水課長、宮本、若林

　　　　　　下水道建設課：宮腰課長、荒北課長補佐、辻副主幹

　　　　　　上下水道業務課：林課長

【開会】

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | お待たせいたしました。ただ今から、平成29年度 彦根市公共下水道事業審議会を開会いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。  審議会に先立ちまして、委員の皆様方に市長から委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、よろしくお願いします。  （委嘱状の交付）  それでは、ここで市長からごあいさつを申し上げます。  　（市長あいさつ）  　市長におきましては大変失礼ですが、ここで退席させていただきます。 |
| 【議事】  事務局  委員  事務局 | それでは審議に入らせていただきます。彦根市公共下水道審議会条例第6条第3項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は8名中7名の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しましたことをご報告いたします。  ここで、各委員の皆様より、簡単に自己紹介をお願いします。  (鈴木委員より座席順に自己紹介)  次に、事務局より自己紹介をさせていただきます。  (山口部長より自己紹介)  それでは、最初に会長の選出につきましてお諮りいたします。会長の選出方法は、審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選となっておりますが、いかがさせていただいたらよろしいでしょうか。  　事務局案はいかかでしょうか。  　会長については前回の彦根市公共下水道事業審議会で会長としてご尽力いただいた、中村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。  （異議の有無確認　⇒　異議なし） |
| 事務局 | ご異議もないようでございますので、会長は中村委員にお願いすることにさせていただきます。  　それでは、今後の議事の進行につきましては、中村会長にお願いしたいと思いますので、会長席の方へお願いいたします。  　それでは、会長、よろしくお願いいたします。 |
| 会長 | 委員の皆様から会長にご推挙いただきました。前回は委員の皆様から多様なご意見をいただきながら第5期経営計画をスムーズに決定することができましたし、地方公営企業法適用に関しましても様々な意見をいただきました。今回の審議会は、第5期経営計画の進捗状況等といった内容になっております。皆様の幅広い、率直なご意見をいただき、この審議会が意義あるものとなるようにお願いしたいと思っております。 |
|  | それでは、審議会会長職務代理者の選出に移りますが、職務代理者については、会長が指名することとなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。職務代理者につきましては、前回同様に地方自治体、地方財政等にご精通されておられます横山委員にお願いしたいと思います。皆様ご了承をお願いします。 |
| 【審議】  会長 | それでは、ただいまから審議事項に移りたいと思います。本日の審議事項は2つございます。下水道事業の概要および第5期経営計画の進捗状況について、地方公営企業法適用基本計画の進捗状況について、この2つが審議事項となっております。  　最初に、昨年策定をされました第5期経営計画が2年目でございますので、平成28年度の実績、平成29年度の実績見込みと、さらに平成30年度の事業予定について、事務局から説明をお願いしたいと思います。 |
| 事務局 | 資料1【第5期経営計画の実績（整備計画・財政計画）H28～H32年度】・彦根市公共下水道事業・第5期経営計画・資料2【彦根市公共下水道計画一般平面図】に基づき、進捗状況について説明。  （質　疑） |
| 会長 | 下水道事業の概要および第5期経営計画の進捗状況について、事務局より説明がありましたが、資料2の図面の番号は地区名と関連があるんですか。 |
| 事務局 | 番号につきましては、予算要求の資料に添付した番号でございまして、順番にご説明させていただくのが本意かと思いますが、省略させていただきました。 |
| 会長 | 例えば、資料2に記載の番号と町名を関連させておいたら、地図も分かりやすかったかと思います。 |
|  | 最初にご説明いただいた資料1の整備計画ですが、29年度の実績はまだ記載ができないということでしたが、予算は見込み額で記載があるので、その見込み額と差はありそうですか。予算が決まれば、事業計画とリンクしてくるかと思われるので、当然誤差はあるでしょうが、29年度のおおよその数値についてコメントはないですか。 |
| 事務局 | 供用開始の整備面積は、おおむね34㏊ぐらいになるかと思います。 |
| 会長 | 計画は45.0㏊ですが、それに対して34㏊ということですか。 |
| 事務局 | 全体としてはまだ見込めておりませんが。 |
| 会長 | 質問ですが、一般排水は計画よりかなり多く入っていますね。整備面積から見ると、面積は計画よりも少ないですが、水量は多くなっています。これはどういったことが考えられますか。 |
| 事務局 | 一般排水でございますが、一般世帯、それから1か月あたりの排水量が750㎥未満の事業所等の排水も含まれます。年次的に、供用開始のもと請求を進めさせていただいておりまして、整備された区域につきましては、順次公共下水道への接続をしていただきました。基本的には、3年以内に接続をしていただくことになっておりますが、未接続の世帯につきましても、水洗化普及員が接続を呼びかけるなどの効果もあり、計画を上回る数値になったと考えています。 |
| 会長 | 要は、接続が想定以上にでき、呼びかけの効果があったということですか。 |
| 事務局 | そのあたりの地道な効果は出ていると思います。 |
| 会長 | 収入に関わる問題ですので、接続率は上げてもらいたいですね。 |
| 事務局 | 結果から出る数字なんですけれども、1人あたりの年間排水量を計算すると、若干計画を上回って、使用水量の方が多かったということになっています。 |
| 会長 | 今ご説明いただきました内容で、ご質問等はありますか。 |
| 委員 | 単年度整備面積ですが、各年度で計画が45.0㏊となってまして、28年度実績は28.8㏊と、計画からするとかなり下回っているように思われますが、これは何か原因がありますか。予算の問題等あるかと思いますが、今後もこのような感じで推移していきますか。 |
| 事務局 | 29年度につきましては、葛籠町を迎えに行くために、国道8号線の流域の投入点から車販売店の南の市道を通って、幹線で汚水を迎えに行くための工事をしております。面積は上がらない、普及率も上がらないんですけれども、幹線区間ですので小口径推進工法という土の中をモグラのようにしていく工事をしております。そのため、どうしてもコストがかかります。今年度、来年度、葛籠町地先でさせていただいてますのと、旭森学区の地蔵町でも幹線の工事をしておりますので、どうしてもコストがかかってしまい、全体の費用としては変わりませんが、整備面積や人口普及率については低くなってしまうという現状です。 |
| 委員 | 計画というよりは、予算の方で計画通り整備するのは難しいということですか。 |
| 事務局 | 予算額の中で、工事をやろうとするとそれ以上のことはできませんので、難しいです。ただ、幹線区間の工事が完了すると、周りの集落の接続ができますので、面積等の増加が期待できます。あと、コミュニティプラントは、ほとんど旭森学区に集中しますが、その近隣まで工事ができますと住民の方の同意が整い次第、一気に切り替えられます。第5期経営計画では、5施設を計画しております。そのうち1施設が本年2月に切り替えられました。それと、この3月末ぐらいで、大堀のほうで1つできます。あと残り3施設が完了しますと、トータルで約10㏊の面積増加が見込めますので、面積増加、人口普及率のためにも切り替えていきたいと思います。 |
| 委員 | 5年間トータルすると、だいたい当初の計画通りになるということですか。 |
| 事務局 | 何とかそこにもっていきたいなと考えています。 |
| 委員 | 旭森学区の中で、例えば正法寺町など、近年工事が始まっているところで、ピンク色が大半になってきていますが、始まると余計にいつ繋げるのかという話が色々と私の耳にも入ってきております。ピンク色の部分は31年以降となってますが、31年はここまでというように決まってはないのでしょうか。それと、この計画は32年度までには終わる計画でしたでしょうか。 |
| 事務局 | 旭森学区全域につきましては、32年度で全部終わるという計画ではありません。特に、野田山町地先では最上流になりますので、次の第6期経営計画が33年度から37年度までになると思いますが、そのあたりで大体整備については完了できるのではないかと考えております。具体的に言いますと、先ほど説明にもありましたが、彦根市の人口普及率は81.7%で、それを下回っている学区は、旭森学区が45.8%、高宮学区が52.6%、河瀬学区が81.3%、稲枝東学区が70.1%です。ただし、稲枝東学区につきましては、農業集落排水事業をしておりますので、それを足しますと81.4%ということで、河瀬学区、稲枝東学区につきましては、公共的な整備は、彦根市の平均ぐらいはできていると感じています。やはり整備が遅れているのは、平成28年度末の数字ではありますが、旭森学区と高宮学区です。市街化区域でございますし、重点的な整備地区になるかと思います。 |
| 委員 | 第5期終了まではここまでとかいうのも分かりませんか。 |
| 事務局 | おおよその話になりますが、正法寺町につきましては出屋敷川から西のところが重点的なところです。中山道に面した区域ですとか、新幹線よりも西側の区域が大まかな整備区域になるかと思います。全域ではございませんけれども。 |
| 委員  事務局  会長  事務局  委員  事務局  委員  事務局  事務局 | 収入の部分で、受益者負担金は計画よりもずっと多くなっていますが、これはどういった理由がありますか。  　受益者負担金につきましては、整備させていただいてから翌年4月に供用を開始させていただく区域につきまして、供用開始年度に受益者負担金を賦課させていただいております。その対象につきまして、整備された区域、例えば今年度整備した区域は翌年が受益者負担金賦課の初年度ということで3か年に分けての徴収ということになるんですけれども、整備面積が多ければ多いほど、翌年度の受益者負担金の対象区域が増えるということです。今まだ整備を順次させていただいてる関係ですと、市街化調整区域と言いまして、南部農村区域ですね、こちらの方につきましても現在整備に入らせていただいておりまして、こちらにつきましては、1世帯あたりの面積も市街化区域よりかなり広い面積をお持ちの方もたくさんいらっしゃるので、受益者負担金につきましては、単価×面積ということで計算させていただいておりますので、当然調整区域の方の整備になりますと、面積が大きくなる関係で受益者負担金を賦課させていただく金額につきましても上がってくるということでございます。29年、30年度につきましても、調整区域、それから市街化区域、並行して整備に入らせていただいておりまして、その面積等を考慮して、計画の中で単価を計算させていただいております。見込みより若干面積が大きかったということで、実績としては計画を上回ることとなりました。  　5か年で1億8,800万という計画に対して、見込みも入れてもうすでに2億1,113万という数字なので、あと2か年分まだここにプラスされると、非常に少なめに見込んでいたという意味ならそれはそれでいいのですが、今ご説明にありました調整区域もカウントされるところがある、というのがちょっと分かりにくいです。  　調整区域の接続が結構あって、分担金が面積の大きさに応じて増えるということは理解できるのですが、調整区域の負担金が増えるというような整備の仕方ではありませんよね。まずは市街化区域を優先に整備しますから。  　実績としては、整備面積は少ないが、排水量は多く、さらに受益者負担金も増えています。収入が増えることは悪い話ではないと思いますが、受益者負担金を少なく見込んでいた等、何か理由があれば答えてほしいです。  　計画上の数値は、年次的な整備とリンクしているかは難しいところですが、受益者負担金は、1平米あたりの単価でございますが、290円から350円までの幅がございまして、稲枝学区につきましては、最高額の350円の単価のエリアとなっております。そこの整備に入らせていただいておりますので、単価が高い所の整備が進み、収入が増えているかと考えています。  　受益者負担金というのは、何年かの間ではなかったですか。すぐでしたか。  　その地域の本管などを入れさせていただいた翌年度から3か年にかけまして徴収をさせていただいております。  　そのあたりで、ちょっとずれていくのではないですか。  　収支で上がっています額は歳入済みの額になりますので、賦課に対して3年でお支払いになる方、一括でお支払いになる方、色々ありますので、それが若干前倒しになっているところもあるかなと思います。  税金の方は、前納報奨金制度は無くなりましたが、下水道の受益者負担金はまだ残ってますので、お金を払うのであれば、少しでも割引のある一括で支払う方が多いのかもしれません。数値は持ち合わせておりませんが。 |
| 会長 | 各家庭で整備するのに対して補助金がありましたよね。その制度は残っていますか。 |
| 事務局 | 公共桝から屋内の配管についての接続に対して補助制度はあります。 |
| 委員 | その補助制度は、どれくらいの方が利用されているんでしょうか。 |
| 事務局 | 補助制度の利用につきましては、原則的に低所得世帯の方とさせていただいておる関係で、実績としましては毎年1世帯か2世帯となっております。別の部局の方で、リフォームなどの制度で下水道の接続につきましても使えるということもございますので、こちらの方を利用されている方もたくさんいらっしゃいます。用途的にも広い用途で、リフォームという概念の中で制度を持っておられますので、ご利用される方は多いようです。 |
| 委員 | 3年以内に接続を呼びかけということなんですが、3年以内に接続をしなくて、ずっと接続されてない方もおられるということですか。 |
| 事務局 | 実態としてはいらっしゃいます。 |
| 委員 | その場合、どうなるんですか。 |
| 事務局 | 水洗化普及員が、4年目以降の未接続世帯を訪問させていただきまして、接続の呼びかけ等の周知、それから補助制度の説明ということを行っております。 |
| 委員 | かなり長い間されてない方もおられますか。 |
| 事務局 | 実態としてはいらっしゃいます。経済的な理由ですとか、様々な理由がありますが、そういった聞き取りも含めて訪問させていただいております。 |
| 委員 | 4年を過ぎても、補助制度は利用できますか。 |
| 事務局 | 補助制度につきましては供用開始3年以内となっております。 |
| 会長 | 最初の審議事項の進捗状況等について、他に何かございますか。 |
| 委員 | 県の流域建設負担金の積算根拠を示してもらったほうがいいかと思います。県の条例に基づいているものですから、間違いはないと思いますが、適正な負担金額なのかということについては、検証が必要であると考えます。  先日、別の政策分野の方で、任意の負担金要請がありまして、法的根拠のない負担金は地方財政法違反となります。多くの自治体で負担金要求に対して、財政当局もスルーなんですね。負担金について深い追及がなく、昔から変わらない負担金や、あるいはそれに追加されている負担金もかなりありますので、負担金がどういう根拠に基づいて、こういう条件変動があって求められているということをお示しいただくとありがたいなと思います。 |
| 会長 | この建設負担金も、各市町からすると、もちろん安いほうがよろしいと思いますが、矛盾ではないですよね。各市町もできるだけ処理区域を広く取りたいというのがあって面積を大きくする、しかし払うのはあんまり大きくならないほうが良いということで、最初にそれでフレームが決まってしまうので、それをベースに途中で変えられないという部分もあるなど、難しい部分ではありますが、彦根市としては、こういう形で積算されていて、請求がされてくるので支払っている、というようなことをまた説明いただくと分かりやすいです。大きなお金の大半は、そういったところへ出ていってしまうので、かなりしんどい話ではありますが。 |
| 事務局 | 琵琶湖流域下水道事業としての協議会の方で、次年度予定の工事等について案内があります。彦根市は東北部処理区域に入りますが、計画流量の見込み割合で負担金を支払っておりまして、県の流域下水道が執行する建設事業についての国庫補助事業や単独事業などの建設事業分と法適化経費分、その全体の額から、彦根市は32.85%という負担割合なんですけれども、その割合から算出された金額が県から示されているといったことで、30年度までは予算に従った形での見込みということで上げさせていただいています。今後どこをどうやっていくという報告を受けますので、非常に分かりにくいですが、そのあたりの内容も今後は資料をつけさせていただきます。 |
| 委員 | 根拠ある積算をされているとは思いますけれども、そういったことも教えていただけるとありがたいです。 |
| 会長 | なかなか遅々として進まないというのが市民の率直な感覚なので、当然市当局は頑張っているのは分かっていますが、先ほど課長が説明されたように、本管に接続するために工事費はどんどん投入するけれども水が入ってくることとは何ら関係がないというようなこととか、やっぱり直接やってないと知らない方がたくさんおられるので、何ですぐに接続できないのかとかそういったことに対して説明があって、みんながそういう状況だと分かると、今は数値が低いけれども、いつか数値がグンと上がるということに夢を持つことに繋がりますし、単に数字を追うのではなく、そういった説明がある方が分かりやすいかと思います。 |
|  | では審議事項①につきまして、他ご質問などございませんか。それでは、議事の2つ目でございますが、「地方公営企業法適用基本計画の進捗状況について」を事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料3【彦根市公共下水道事業における地方公営企業法適用への取組み】・彦根市公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画に基づいて説明。  （質　疑） |
| 会長 | 今ご説明にありました、マイナスの数字となってますのは、どの項目ですか。 |
| 事務局 | 取得した固定資産に係る費用化を減価償却費で耐用年数を通じて費用化していくわけですけれども、1年間に減価償却費の費用とする部分が、有形固定資産では、減価償却累計額の欄の当年度増加額が、費用として1年間で計上される金額になります。これが、15億8,634万円、無形固定資産では、当年度減価償却高が1年間に費用化する減価償却費の費用として計上する額になりますけれども、こちらが2億967万円です。これは、法適化した場合の減価償却費として損益計算書にあげる数字になってきます。今まで建設を進めてきました下水道に係る固定資産は、国の補助金や一般会計からの繰入金、受益者負担金・分担金などの財源を充てておりますことから、今度は収入の方で得たものを単年度にあげてしまうとその1年間の収益が飛び上がることになってしまいますので、逆に入りの方も、耐用年数に分けて収益化していくことになります。この資料では、評価額だけを載せておりますので記載はないのですが、ここから導き出される長期前受金戻入という収益が5億9,826万円ほど、今の調査結果からは出てくることになりまして、費用の方が17億あるところ、補助金等を収益化する方が6億となり、入りが6億、出るのが17億ということで、単純にそこだけで見ると11億のマイナスが出てくることになります。  　今までの官庁会計ですと、単年度に入ったお金、出たお金ということで決算額・予算額を見ていただくのですが、そういった新たな項目の費用と収益が発生してくるということでございます。 |
| 会長 | 今説明してくれた数字はどこに載ってますか。 |
| 事務局 | 収益の資料がこちらの資料にはついておりません。評価額ということで資料を作成させていただきました。 |
| 会長 | 要するに、法適化をする時点で、その時の財産等を示さなければいけないということですよね。今そういう積算をされているということですが、まず資産を押さえるというのが1つですね。 |
| 事務局 | こちらの減価償却と対比すると言いますか、資産を償却することによって発生する費用というのが今まで無かった概念として出てくるということ、過去に補助金等を受けて整備した財源に係る分を繰り延べて収益化していくという実際のお金の流れとは違うところでの費用と収益が発生してきます。  　こちらの表では、固定資産の内訳となりますので、今取り組んでおります調査というのは、その管渠を整備するためにかかった費用、それとその財源となった補助金、その他の財源が、どう対応しているかということを明らかにしまして、それによってかかった方の費用が減価償却費を算出するのに使いますし、その工事の財源の方は、収益の方の計算をすることに使います。その1つの工事の耐用年数でそれぞれ分けるということがこの資産調査の評価ということになります。 |
| 委員 | 地方公営企業法適用は平成32年度からとなりますが、今こういう段階にあるというものが分かる資料をつけていただくと分かりやすいかと思います。 |
| 会長 | 今、法適化に向けて作業を進めている調査の動きやどういうポジションにいるかの説明があるといいです。順次進んでいるいうことは分かりました。 |
| 委員 | この基本計画のP10、11にあります、いわゆる貸借対照表などが概念として記載されていますけれども、そこに今調査をして明らかになった数字を具体的に載せるとか、キャッシュフローの動きだけでいくと費用と収益にこのような流れがあるというような今の進捗状況を合わせてこれらを示してもらうと、ここまで進んでいるんだな、というようなことが分かって良いかと思います。現在は、資産評価を進めておられるということですから、次回はそういった資料もお示しいただければと思います。 |
| 会長 | 資産評価にたくさんお金を投入して精密にしたところで、プラスの話にならないですから、ほどほどにして、次の出発するところに向かって作業された方がいいかなと思います。個人的な意見ですが。どうしたら赤字の経営にならないか、など全容が明らかになるような説明の方がいいかと思います。  　事務局より地方公営企業法適用基本計画の進捗状況について説明がありましたが、順次進んでいると理解しています。他に何か質問等はありませんか。  　以上で本日の審議事項は終わりですが、その他につきまして、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。 |
| 事務局 | 下水道建設とは離れてしまいますが、下水道のPRということで新しい取組をさせていただきましたので、参考までにお配りさせていただきました。マンホールカードというカードでございまして、彦根市は昨年12月9日から配布をさせていただいております。2種類の作成をしておりまして、このカードは全国的な下水道の広報を効率的かつ効果的に行えるカードということで、全国的な取組をされております下水道広報プラットホームという団体がございまして、そちらの方が作成をされているカードでございます。本市は、標準タイプである彦根市の市章の入ったものとひこにゃんのプリントシール型の2種類を作成させていただきました。  このカードの始まりは、平成28年4月1日が第1弾ということで、当時は全国的に28団体で30種類の発行がされておりますが、本市はこれの第6弾で、64自治体66種類の発行がされました。この発行日が昨年12月9日でした。全国では、252自治体で293種類のカードが発行されておりまして、滋賀県内におきましては、滋賀県の流域下水道さん、草津市さん、大津市さんの3つが発行されておりまして、彦根市が4つ目の自治体ということで参加をさせていただくことになりました。県内では全部で5種類のカードが発行されております。  それぞれ2,000枚ということで発行させていただきましたが、ひこにゃんのカードにつきましては、非常にご好評をいただいておりまして、すでに2,000枚の配布が完了し、先日2月10日から、追加で2,000枚の発行をさせていただいています。今日まで約1週間経ったところですが、すでに200枚程度の配布が終わっておりまして、標準タイプにつきましては今日まで1,200枚の配布を済ませております。配布場所につきましては、標準タイプが平日は下水道建設課の窓口で、土日につきましては庁舎が休みでございますので、西口仮庁舎の守衛室で配布させていただいております。ひこにゃんのカードにつきましては、四番町スクエア内にございます彦根食品館四番町ダイニングさんの方で配布をお願いしております。非常に多くの方が足を運んでいただいているとのことで、ありがたいお言葉をいただいています。  2,000枚の配布が一旦終了しておりましたので、配布に合わせましてアンケート調査も回収しておりますが、現在集計中でございますので、分かる範囲で申しますと、2,000枚配布済みのひこにゃんのカードにつきまして、約7割の方が県外からお越しになられたという実績がございます。また、このカードだけを取りにお越しになられた、あるいは彦根市がこのマンホールカードを作成したことを協会のホームページで知った方が非常に多く見られましたことから、このカードを使って彦根市の知名度も若干上がったのかなと喜んでおるところでございます。合わせまして、マンホールの蓋につきましても現地に設置することになっておりまして、ひこにゃんのデザイン蓋につきましては彦根の駅前広場の中、それともう1つは彦根城内船着き場、屋形船の発着場所がございますけれども、そのはす向かいに自動販売機が並んでおるところに彦根市の市章のタイプの蓋を設置させていただいております。ひこにゃんの蓋はもう1つ、京橋口の市営駐車場のトイレから100mぐらい琵琶湖の方に行っていただくと芝生の広場がございます。その中に設置をしておりまして、ひこにゃんのマンホール蓋は2か所に設置しております。  彦根市の市章の蓋は現在1か所のみの設置ですが、下水道事務所の方にも、同じく展示用ということで設置する予定でございます。皆様におかれましては、何かの機会に彦根市もカードを配布している旨をお話ししていただけると非常にありがたく思います。 |
| 事務局 | 本日は長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。平成29年度の彦根市公共下水道事業審議会は本日をもって終了となります。次回予定は、平成30年度に入ってからを予定しております。期間があきますが、何卒よろしくお願いいたします。 |
| 会長 | 余計なことかもしれませんが、このマンホールカードの費用は結構かかりますか。 |
| 事務局 | 2,000枚が1ロットの注文単位ですが、消費税別で3万5,000円です。 |
| 会長 | それぐらいだと宣伝にもいいかもしれませんね。  　それでは、これをもちまして本日の会議は終了いたします。お疲れ様でした。 |
|  |  |